

砂川市庁舎建設検討審議会の会議ルールに関する取扱い

1. 会議の公開

会議については、原則公開とする。

2. 会議の傍聴等

①傍聴者の定員は、会議の都度、会場等を勘案し事務局で定める。

②傍聴希望者が定員を超えるときは、先着順に傍聴を決定する。

③傍聴のルールは次のとおりとする。

傍聴のルール

1. 会議を傍聴しようとする者は、受付簿に住所、氏名を記載する。
2. 受付は会議開催時間の5分前までに行う。
3. 傍聴人は職員の指示に従い、静かに傍聴すること。
4. 傍聴人は会議場において発言したり、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明してはならない。
5. ゼッケンやたすきを着用したり、旗やプラカードを掲げるなど、示威的行動をしてはならない。
6. 会議場において、許可なく撮影、録音その他これに類する行為をしてはならない。
7. その他会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしてはならない。

3. 会議資料の提供

配付または閲覧の方法により、傍聴者に対し会議資料を提供する。

4. 議事録の作成

会議の記録については、発言の要旨を記載した要点記録とし、発言者の氏名は記載しない。

5. 議事録等の公表

議事録については、市ホームページにより公表する。また、会議概要を広報すなわちにおいて公表する。